

令和2年2月17日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで、「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」の設置など、感染症患者の受け入れ体制の整備を図ってきたところです。

今般、国では、国内の発生状況を踏まえ、新たな対策方針を表明するとのことであり、また、本県においても、いつ発生してもおかしくない状況であることから、さらに万全の対応体制をとるために、本日ここに、「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置します。

私としては、感染を拡大させないということに全力を尽くしていかなければならないと考えています。

そこで、各部局に対しては、検査体制の万全な整備と検査の確実な実施、患者との濃厚接触者の把握の徹底、患者に対する適切な医療措置の実施などを行い感染拡大の防止を徹底するとともに、各省庁からの通知等を踏まえた対応の徹底、関係機関への正確な情報提供に努め、患者等に対する誤解や偏見に基づく差別等が生じることのないよう、危機対策本部のもと全庁連携して対応に万全を期すよう指示します。

また、県民の皆さまにおかれましては、過剰に反応することなく、不要不急の外出を避け、外出する際には咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底等通常感染症対策に努めていただき、

万一咳や発熱等の症状があり、当該感染症が疑われる場合には、各保健所に設置している相談センターに連絡した上で、その指示に従うなどの冷静な対応をお願いします。